

まちづくり局職員衛生委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくり局職員安全衛生管理要綱第8条第4項の規定に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には総務部長、副委員長には川崎市職員労働組合建設支部が推薦するものをもって充てる。

2 委員は前項に定めるもののほか、別表1に定めるものとする。また、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年3月31日規則第27号。以下「規則」という。）第10条各号に定める委員会の構成員については、別表2に定めるものとする。

3 委員会には前項までの委員のほか、委員長が推薦する庶務課職員を事務局に充てる。また、事務局は委員を兼ねることができる。

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 人事異動等によって委員が変更した場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会の委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員長及び副委員長以外の委員については、第2条第2項の規定に適合する職員をもって代理出席することができる。

(運営)

第6条 次の事項については、第5条に定める定足数にかかわらず委員会を開催したものとする。

- (1) 委員会が実施する研修
- (2) 委員会又は、委員会が他の機関と合同で実施する職場巡視
- (3) その他委員長が必要と認める活動

2 前項第2号に基づき実施する職場巡視の実施方法については、別途定めるものとする。

(議決)

第7条 議決を有する場合、出席者の過半数の賛成をもって決定とする。ただし、委員を兼ねない事務局の職員は議決権を有さない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(まちづくり局職員衛生委員会設置要綱の廃止)

まちづくり局職員衛生委員会設置要綱（平成16年4月1日施行）は廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

委員設置場所	委 員
総務部、計画部（交通政策室を含む）、市街地整備部（拠点整備推進室、登戸区画整理事務所住宅政策部を含む）施設整備部、指導部	管理職に相当する職員から1名
総務部、計画部（交通政策室を含む）、市街地整備部（拠点整備推進室、住宅政策部を含む）、登戸区画整理事務所、施設整備部、指導部	川崎市職員労働組合建設支部が推薦する職員から1名

別表2（第2条第2項関係）

規則第10条各号に掲げる構成員	該当者
(1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者若しくはこれに準ずる者	総務部長（委員長）
(2) 安全管理者	該当なし
(3) 衛生管理者	衛生管理者資格保有者のうち局から選任された職員
(4) 産業医	局を担当する産業医
(5) 安全に関し経験を有する職員	該当なし
(6) 衛生に関し経験を有する職員	第3条第2項に定める職員